令和７年（ヒ）第８号

堺市北区長曽根町3035番地25
清算株式会社　株式会社アマミ
代表清算人　竹　　匠

1　決定年月日　令和７年11月21日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定における協定債権者は、別表記載の22名である。

2　清算株式会社は、令和７年８月28日現在、各協定債権者に対して、別表の債権額欄記載のとおりの支払義務があることを確認する。

3　各協定債権者は、清算株式会社と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年６月６日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、別表の債権額（元本及び利息・遅延損害金等その名目を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を再生計画に基づき弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

5　各協定債権者が協定債権を被担保債権として、竹匠（協定債権者22）に対して有する連帯保証債権については、本協定の成立をもっても消滅しないものとし、竹匠はこれを承諾する。

（別表省略）

以上
大阪地方裁判所堺支部

小規模個人再生による再生手続開始